

山梨県公報

号外第十七号

令和八年

三月三十一日

火曜日

令和八年三月三十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第三十四号

山梨県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県県税条例の一部改正)

第一条 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第九号を次のように改める。

九 自動車税 自動車の主たる定置場の所在地。ただし、第一百九条第二項の規定

による証紙徴収の方法による場合には、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録の申請書を提出する

場所

第十一条及び第十二条第二項中「の種別割」を削る。

第五十二条第一項中「十万円」を「十六万円」に、「本条」を「この条」に、「二十

三万円」を「六十六万円」に、「十二万円」を「三十四万円」に改める。

第一百十四条を次のように改める。

(自動車税の納税義務者等)

第一百十四条 自動車税は、自動車に対し、その所有者(所有者が法第四十八条第一

項の規定によつて自動車税を課することができないものである場合においては、その使用者)に課する。

2 前項に規定する「自動車」とは、道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車

のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三

輪以上のものをいう。

第一百十四条の二第一項中「自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規

定する自動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。)及び」を

「買主を」に改め、同条第二項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第三項及び第

四項を削る。

第一百十四条の三を次のように改める。

第一百十四条の三 削除

第一百十四条の四(見出しを含む。)並びに第一百十四条の五の見出し及び同条第一項

中「種別割」を「自動車税」に改める。

第一百十四条の六から第一百十四条の十八までを削る。

第一百十五条(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改める。

目次

○山梨県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例 …………… 一

条例のあらまし

○ 山梨県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十四号)(税務課)

1 地方税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 自動車税の環境性能割を廃止し、それに伴い現行の自動車税の種別割を自動車税とする措置を講ずる。

(二) 軽油引取税の当分の間税率を廃止する。

(三) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例措置の適用期限等を三年延長する。

(四) 不動産取得税の免税点の引上げ及び特例措置の適用期限の延長

(1) 土地に係る免税点を十六万円(現行十万円)に、家屋に係る免税点のうち建築に係るものを六十六万円(現行二十三万円)に、その他のものを三十四万円(現行十二万円)にそれぞれ引き上げる。

(2) 新築住宅を宅建業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年(本則六月)を経過した日とする特例措置等の適用期限を五年延長する。

2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

条例

山梨県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

第百十五條の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第一号中「一 身体障害者等」の下に「身体障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの又は日常生活を営むのに著しい支障がある者で規則で定めるもの及び重度の知的障害又は精神障害を有し日常生活を営むのに著しい支障がある者で規則で定めるものをいう。以下この項及び第三項並びに次条第一項において同じ。」を加え、同条第二項第一号中「種別割」を「自動車税」に改め、同号イ中「種別割額」を「自動車税の税額」に改め、同号ロ中「第百七十七條の十第二項」を「第百五十七條第二項」に改め、同項第二号中「第百七十七條の十第一項」を「第百五十七條第一項」に、「種別割 次」を「自動車税 次」に改め、同号イ中「種別割額」を「自動車税の税額」に改め、同号ロ中「第百七十七條の十第二項」を「第百五十七條第二項」に改め、同条第三項及び第四項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第百十五條の三の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「身体障害者手帳等及び運転免許証又は免許情報記録個人番号カード」を「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五條第四項の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四條の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）、知事の定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五條第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（第四号において「身体障害者手帳等」という。）及び道路交通法（昭和三十三年法律第百五号）第九十二條第一項の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と同居及び生計を一にする者又は身体障害者等のみ若しくは身体障害者等及び未成年者若しくは七十歳以上の者のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（第五号において「運転免許証」という。）又は同法第九十五條の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード（次項において「免許情報記録個人番号カード」という。）」に改め、同条第二項中「記録された」の下に「道路交通法第九十五條の二第二項に規定する」を加え、同条第三項及び第四項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第百十五條の四（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。
第百十五條の五の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割に」を「自動車税に」に、「種別割額」を「自動車税の税額」に改め、同条第二号中「種別割」を「自動車税」に改める。

第百十五條の六（見出しを含む。）、第百十五條の七の見出し及び同条第一項並び

に第百十五條の八（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。
第百十五條の九の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割の」を「自動車税の」に、「種別割額」を「自動車税の税額」に改める。

第百十五條の十（見出しを含む。）及び第百十五條の十一（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第百十六條の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の下に「（同号に係る部分に限る。）」を加え、同条第三項及び第四項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第百十七條（見出しを含む。）及び第百十八條（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第百十九條の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「新規登録」を「道路運送車両法第七條第一項に規定する新規登録（第四項及び第百二十條第一項において「新規登録」という。）」に、「第百七十七條の十第一項」を「第百五十七條第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項及び第四項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第百十九條の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に、「収納印」を「証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）」によつて表示される規則で定める印影（以下「収納印」という。）」に改める。

第百十九條の四中「種別割」を「自動車税」に改める。

第百十九條の五第二項中「種別割額」を「自動車税の税額」に改める。
第百二十條の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「移転登録又は永久抹消登録」を「同法第十三條第一項に規定する移転登録又は同法第十五條第一項に規定する永久抹消登録」に改め、同項第三号中「第百四十六條第三項」を「第百四十六條第二項」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第百二十一條（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。
附則第六條を次のように改める。

第六條 削除

附則第六條の二に見出しとして「（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第一項中「居住年が平成十一年から平成十八年まで又は」を「同法第四十一條第一項に規定する居住年（以下この条及び附則第十二條の十九第三項において「居住年」という。）が」に、「において、前条第一項の規定の適用を受けるときは」を「には」に改め、「合計額」の下に「（居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十六條第

二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額」を加え、同項第一号中「第十六条第一項」を「（平成七年法律第十一号）第十六条第一項」に改め、同項第二号中「第二条」を「（昭和二十二年法律第七十五号）第二条」に改め、同条第二項中「附則第五条の四の二第一項」を「附則第五条の四第一項」に改める。

附則第六条の二の四第一項中「令和九年度」を「令和十二年度」に改め、同条第二項中「附則第六条第一項」を「附則第六条の二第一項」に改める。

附則第十條中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十二條の三第一項及び第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第十二條の五を次のように改める。

第十二條の五 削除

附則第十二條の五の二及び附則第十二條の五の四を削る。

附則第十二條の六の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「第百十四條の三第一項第一号に規定する電気自動車」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「第百十四條の三第一項第二号に規定する天然ガス自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で府令で定めるもの」に、「及び次条第三項」を「及び同条第三項」に、「第百十四條の三第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。」を「内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の府令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので府令で定めるものをいう。

第一号及び」に改め、「の種別割」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第三項第一号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので府令で定めるものをいう。次号、次項第三号及び第三項第一号において同じ。）に該当するものを除く。同項第二号において同じ。）で平成二十七年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条並びに次条第一項及び第二項において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

附則第十二條の六第一項第二号中「第百十四條の三第一項第六号に規定する軽油自動車（次項第六号及び第三項第三号において「軽油自動車」という）を「軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第三項第三号において同じ）に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「第百十四條の三第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準」を「同条第一項の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十條第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え二十ト以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの」に改め、同項第三号中「第百十四條の三第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車」を「充電機能付電力併用自動車」に改め、同項第四号から第六号までを削り、同条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第百十六條第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府

令で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率率（以下この項において「エネルギー消費効率率」という。）が同法第四百九十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して府令で定めるエネルギー消費効率率（以下この号において「基準エネルギー消費効率率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率率」という。）以上のもので府令で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率率が令和十二年度基準エネルギー消費効率率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率率以上のもので府令で定めるもの

三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるものに適合するものであつて、エネルギー消費効率率が令和十二年度基準エネルギー消費効率率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率率以上のもので府令で定めるもの

附則第十二条の六の二第二項及び第二項中「第百十四条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、「の種別割」を削り、同条第三項及び第四項中「の種別割」を削る。

附則第十二条の六の三（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

附則第十二条の七第三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

日」に改める。
附則第十二条の十四を次のように改める。

第十二条の十四 削除

附則第十二条の十四の二を削る。

附則第十二条の十九第一項中「震災特例法」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。次項において「震災特例法」という。）」に改め、「附則第六条及び」を削り、「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項の表附則第六条第一項の項から附則第六条第一項第三号の項までを削り、同表附則第六条の二第二項の項中「附則第六条の二第一項」を「第一項」に、「第十三条第一項」を「（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項」に改め、同表附則第六条の二第二項第一号の項中「附則第六条の二第一項第一号」を「第一項第一号」に改め、同表附則第六条の二第二項第二号の項中「附則第六条の二第一項第二号」を「第一項第二号」に改め、同表附則第六条及び」を削り、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第四項」を「同条第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第二項から第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」とし、同条第三項」に改め、同項の表を削る。

附則第十二条の二十一を次のように改める。
第十二条の二十一 削除

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正）

第二条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和二十七年山梨県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名、第一条、第一条の二（見出しを含む。）、第二条（見出しを含む。）及び第三条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

第一号様式中「自動車税（種別割）証紙」を「自動車税証紙」と、「Automobile Tax (Category Base) Stamp」を「Automobile Tax Stamp」と改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の山梨県税条例(次条第一項において「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下この条及び次条第二項において「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされたこの条例による改正前の山梨県税条例(以下この項において「旧条例」という。)第百十四条の十五第一項又は第百十四条の十六第一項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧条例第百十四条の十五第四項又は第百十四条の十六第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

4 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番